

亶理町防災会議条例について

1. 亶理町防災会議条例の改正

東日本大震災の教訓を生かし、「亶理町地域防災計画」の見直しを行います。

今回の震災では、特に避難時の配慮や避難所でのプライバシーの確保などが課題となりました。この反省を計画に反映させるため、今年度条例（9月定例会）を改正し定員を20名から30名に増員いたしました。また、町長が特に認めるものとして、各種団体の代表者並びに女性や子ども、高齢者などの視点からの意見を取り入れるため、一般公募により女性委員を3名委嘱させていただきました。

2. 新たに依頼した機関等

機 関 等	職 名
海上保安庁宮城海上保安部	部長
陸上自衛隊第6師団第2施設団第10施設群	群長
東日本高速道路株式会社 仙台工事事務所	所長
亶理町自主防災会	会長
宮城県漁業協同組合亶理支所	運営委員長
亶理土地改良区	理事長
民生委員・児童員協議会	会長
社会福祉協議会	会長
亶理郡医師会	会長
亶理町校長会	会長
亶理町婦人防火クラブ連合会	会長
一般公募（女性）	3名

亙理町防災会議委員名簿

機 関 名	職 名	氏 名
① 町長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係地方行政機関の長が指名する者		
東北農政局 企画調整室	調整官	仙 波 靖
東北地方整備局仙台河川国道事務所 岩沼出張所	所長	八 木 恵 里
東北地方整備局仙台河川国道事務所 岩沼国道維持出張所	所長	安 達 憲 一
海上保安庁宮城海上保安部	部長	大久保 安 広
陸上自衛隊第 6 師団第 2 施設団第 1 0 施設	群長	中 田 茂 喜
② 宮城県の知事が、その部内の職員のうちから指名する		
宮城県仙台地方振興事務所	所長	薩 川 昌 則
宮城県仙台保健福祉事務所	所長	青 木 直 之
宮城県仙台土木事務所	所長	佐 藤 勝 幸
③ 警察署の警察署長又はその指名する職員		
亙理警察署	署長	佐 藤 孝 治
④ 町長がその内部職員のうちから指名する者		
亙理町	副町長	齋 藤 貞
亙理町企画財政課	課長	佐 藤 浄
亙理町都市建設課	課長	日 下 初 夫
⑤ 町の教育委員会の教育長		
亙理町教育委員会	教育長	岩 城 敏 夫
⑥ 町の消防長及び消防団長		
亙理地区行政事務組合消防本部	消防長	鈴 木 真
亙理町消防団	団長	森 義 重
⑦ 町長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者		
東日本旅客鉄道(株) 岩沼駅	駅長	佐々木 篤
東日本電信電話(株)宮城支店設備部災害対策対策室長	室長	砂子澤 健
東北電力(株) 岩沼営業所長	所長	岩 崎 雄一郎
東日本高速道路株式会社 仙台工事事務所	所長	青 木 喜久雄
⑧ 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要があると認める者		
亙理町自主防災会長	会長	伊 藤 建 夫
宮城県漁業協同組合亙理支所	運営委員長	菊 地 伸 悦
亙理土地改良区	理事長	三 品 幸 徳
民生委員・児童員協議会	会長	高 野 信 芳
社会福祉協議会	会長	川 村 勝 司
亙理郡医師会	会長	大 友 弘 美
亙理町校長会	会長	伊 澤 哲 雄
亙理町婦人防火クラブ連合会	会長	菅 生 和 子
一般公募	女性委員	竹 鼻 敏 子
一般公募	女性委員	鈴 木 一 江
一般公募	女性委員	小 野 典 子

○亙理町防災会議条例

昭和38年3月16日

条例第6号

改正 平成12年3月31日条例第23号

平成24年9月18日条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき亙理町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 亙理町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 亙理町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、町長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 町長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係地方行政機関の長が指名する者
- (2) 宮城県の知事が、その部内の職員のうちから指名する者
- (3) 町の区域の全部又は一部を管轄する警察署の警察署長又はその指名する職員
- (4) 町長がその内部の職員のうちから指名する者
- (5) 町の教育委員会の教育長
- (6) 町の消防長及び消防団長
- (7) 町長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要があると認める者**

6 委員の定数は、30人以内とする。

7 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、宮城県の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第23号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月18日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。